

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 （仮称）鳥屋野潟南部交流拡大エリア

所在地 新潟市中央区大字長潟字新田前410番1 外178筆

設置者 大和ハウス工業株式会社 ほかに2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和7年2月18日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

- ・大規模小売店舗立地法の指針値にこだわらず、可能な限り駐車台数を確保するように検討いただきたい。
- ・市道嘉瀬蔵岡線2号の整備を含め、施設周辺の交通対策について関係者との協議に適切に応じ、周辺道路環境に影響を与えない計画とすること。

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 田上町長の意見の概要

意見なし

(11) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

- ・中心市街地の空洞化や渋滞の悪化、自然環境への影響が懸念されるなど、鳥屋野潟南部交流拡大エリアの開発には問題がある。
- ・さらなる交通渋滞の悪化が懸念されることから、鳥屋野潟南部交流拡大エリアの開発には反対である。
- ・道路拡幅工事を行わない限り渋滞の発生は確実であり、大規模集客施設の出店には反対である。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

令和7年5月30日から令和7年6月30日まで